

第5回智頭町議会臨時会会議録

令和4年11月29日開議

1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第86号 令和4年度智頭町一般会計補正予算（第8号）
- 第 5. 議案第87号 令和4年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 6. 議案第88号 令和4年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 7. 議案第89号 令和4年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 8. 議案第90号 令和4年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 9. 議案第91号 令和4年度智頭町病院事業会計補正予算（第2号）
- 第10. 議案第92号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 第11. 議案第93号 職員の給与に関する条例の一部改正について

1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第86号 令和4年度智頭町一般会計補正予算（第8号）
- 第 5. 議案第87号 令和4年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 6. 議案第88号 令和4年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 7. 議案第89号 令和4年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算

(第3号)

第 8. 議案第90号 令和4年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

第 9. 議案第91号 令和4年度智頭町病院事業会計補正予算(第2号)

第10. 議案第92号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

第11. 議案第93号 職員の給与に関する条例の一部改正について

1. 会議に出席した議員(10名)

1番 仲井 茎	2番 西尾 寿樹
3番 岡田 光弘	5番 宮本 行雄
6番 田中 賢	7番 谷口 翔馬
8番 波多 恵理子	9番 安道 泰治
10番 大河原 昭洋	11番 河村 仁志

1. 会議に欠席した議員(2名)

4番 藤田 浩祐	12番 谷口 雅人
----------	-----------

1. 会議に出席した説明員(7名)

町 長	金 兒 英 夫
副 町 長	矢 部 整
病院事業管理者	葉 狩 一 樹
総 務 課 長	國 岡 厚 志
税務住民課 参事	山 根 文 宏
福祉 課 長	小 谷 いず美
病院事務部長	福 安 教 男

1. 会議に出席した事務局職員(2名)

事務局 長	柴 田 睦 子
書 記	松 田 絵 里

開 会 午前10時30分

開 会 あ い さ つ

○副議長（河村仁志） 　　ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、令和4年第5回智頭町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

日程第1．会議録署名議員の指名

○副議長（河村仁志） 　　日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、6番、田中賢議員、7番、谷口翔馬議員を指名します。

日程第2．会期の決定

○副議長（河村仁志） 　　日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（河村仁志） 　　異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

日程第3．諸般の報告

○副議長（河村仁志） 　　日程第3、諸般の報告を行います。

鳥取県東部広域行政管理組合議会が、去る令和4年10月25日から26日に開催され、議案3件が可決されました。

なお、議案等につきましては、議会事務局にて閲覧していただきますようお願い

いします。

次に、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会が、去る令和4年11月11日に開催され、議案7件が可決されました。

なお、議案等につきましては、議会事務局にて閲覧していただきますようお願いいたします。

次に、今臨時会の説明員につきましては、11月25日付けをもって町長に出席の要求をしております。

次に、前臨時会以降、議長等の動静につきましては、お手元に配付しておりますので、後ほどご覧いただき、議会活動、また議員活動に資していただければと思っております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4．議案第86号から日程第11．議案第93号まで 8議案
一括上程

○副議長（河村仁志） これから、議案第86号 令和4年度智頭町一般会計補正予算（第8号）から議案第93号 職員の給与に関する条例の一部改正についてまでの8議案を一括して議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

金兒町長。

○町長（金兒英夫） 本日ここに、第5回臨時町議会を召集しましたところ、議員各位には、ご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。本臨時議会に提案しました議案の審議をいただくに当たり、その概要を説明します。

議案第86号 令和4年度智頭町一般会計補正予算（第8号）については、各費目にわたって、令和4年人事院勧告を踏まえた職員給及び勤勉手当の改定のほか、人事異動などに伴う人件費の調整を措置しています。

今回の一般会計補正予算額は、1,263万7,000円の増額であり、補正後の予算総額は、68億9,788万2,000円となります。

議案第87号から議案第91号までは、特別会計及び企業会計の補正予算についてです。いずれも各費目にわたって、令和4年人事院勧告を踏まえた職員給及び勤勉手当の改定などに伴う人件費の調整を措置しています。

次に、条例案件について説明します。

議案第92号 特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、町長、副町長、教育長及び病院事業管理者の期末手当を0.05月分引上げるものです。

議案第93号 職員の給与に関する条例の一部改正については、令和4年人事院勧告を踏まえ、給料表の改定を行うほか、勤勉手当を0.1月分引上げるものです。

以上、本議会に提案しました議案の概要を説明しました。

詳細については、主管課長をもって説明させますので、よろしく審議いただきますようお願いいたします。

○副議長（河村仁志） 提案理由の説明は終わりました。

日程第4、議案第86号から、日程第11、議案第93号までの8議案の補足説明及び質疑を行います。

質疑は、会議規則第55条の規定により、一問一答で行います。

なお、発言時間について、会議規則第56条の規定により、副議長において制限を設けることがあります。ご承知ください。

日程第4、議案第86号 令和4年度智頭町一般会計補正予算（第8号）の補足説明を求めます。

國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） それでは、補正予算書1ページをご覧ください。

議案第86号 令和4年度智頭町一般会計補正予算（第8号）歳入歳出の総額に1,263万7,000円を増額し、それぞれ68億9,788万2,000円とするものであります。

7ページから19ページの歳出をご覧ください。併せて、別に配付をしております令和4年度11月臨時補正予算概要についてもご覧いただきたいと思っております。

なお、町長の提案理由と重複した説明となりますが、ご了承ください。

いずれも、各費目にわたって、令和4年人事院勧告を踏まえた職員給及び勤勉手当の改定などに伴う人件費の調整を措置しています。

歳入につきましては、予算書6ページのとおり、国庫補助金のほか、地方交付税及び県支出繰入金をもって措置しております。

以上であります。

○副議長（河村仁志） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

この議案に対する質疑は、歳入と歳出の2区分に分けて行います。

まず、歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（河村仁志） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（河村仁志） 質疑なしと認めます。

日程第5、議案第87号 令和4年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 失礼します。補正予算書24ページをご覧ください。

第87号 令和4年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億8,494万6,000円とするものです。

歳出につきましては、30ページをご覧ください。

提案理由でも説明のあったとおり、令和4年人事院勧告を踏まえた人件費の調整を措置しています。

歳入につきましては、29ページをご覧ください。

繰入金にて調整しております。

以上です。

○副議長（河村仁志） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（河村仁志） 質疑なしと認めます。

日程第6、議案第88号 令和4年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の補足説明を求めます。

山根税務住民課参事。

○税務住民課参事（山根文宏） 補正予算書34ページをご覧ください。

議案第88号 令和4年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
でございます。歳入歳出予算の総額を27万円を増額し、3億1,620万4,
000円とするものでございます。

歳出につきましては、40ページをご覧ください。

人件費の調整を行っております。

歳入につきましては、39ページです。

歳出に合わせ、繰越金の増額を行っております。

以上でございます。

○副議長（河村仁志） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（河村仁志） 質疑なしと認めます。

日程第7、議案第89号 令和4年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予
算（第3号）の補足説明を求めます。

山根税務住民課参事。

○税務住民課参事（山根文宏） 補正予算書43ページをご覧ください。

議案第89号 令和4年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
でございます。歳入歳出予算の総額を6万3,000円増額し、それぞれ3億8,
821万円とするものでございます。

歳出につきましては、49ページをご覧ください。

人件費の調整を行っております。

歳入につきましては、48ページです。

歳出に合わせて、繰越金の増額を行っております。

以上でございます。

○副議長（河村仁志） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（河村仁志） 質疑なしと認めます。

日程第 8、議案第 90 号 令和 4 年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）の補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 補正予算書 52 ページをご覧ください。

議案第 90 号 令和 4 年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 50 万 1,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 9 億 8,413 万 6,000 円とするものです。

歳出につきましては、59 ページをご覧ください。

提案理由でも説明のあったとおり、人件費の増額を措置しています。

歳入につきましては、57 ページです。

主に保険料（県支出金）にて調整しております。

以上です。

○副議長（河村仁志） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（河村仁志） 質疑なしと認めます。

日程第 9、議案第 91 号 令和 4 年度智頭町病院事業会計補正予算（第 2 号）の補足説明を求めます。

福安病院事務部長。

○病院事務部長（福安教男） 議案第 91 号 令和 4 年度智頭町病院事業会計補正予算（第 2 号）でございます。収益的支出に 740 万 4,000 円を増額し、19 億 5,014 万 4,000 円とするものです。

16 ページをご覧ください。

このたびの給与改定に伴う調整と、これまでの人事異動等に係る調整を行っております。

以上です。

○副議長（河村仁志） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(河村仁志) 質疑なしと認めます。

日程第10、議案第92号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

國岡総務課長。

○総務課長(國岡厚志) では、議案書の1ページをご覧ください。

議案第92号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、国の特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことを踏まえ、町長、副町長、教育長及び病院事業管理者の期末手当支給月数を年間3.25月分を年間3.3月分に0.05月分引上げることについて、所要の改正を行うものであります。

それでは、議案書2ページをご覧ください。併せて、議案説明資料概要1ページの上の段もご覧ください。

特別職の職員の給与に関する法律が一部改正されたことに伴い、町長等の特別職の職員の期末手当支給月数を3.25月分を3.3月分に0.05月分引上げるため、所要の改定を行うものでございます。

概要につきましては、期末手当について、令和4年12月期の支給割合を1.675月分とし、令和5年6月以降の支給割合を1.65月分とするものでございます。

施行の日は、公布の日からでございます。ただし、6月期に現行のまま支給している関係で、(1)のイの改正、令和5年6月以降の改正については、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上です。

○副議長(河村仁志) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(河村仁志) 質疑なしと認めます。

日程第11、議案第93号 職員の給与に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） 議案書 3 ページをご覧ください。

議案第 9 3 号 職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、令和 4 年人事院勧告を踏まえ、職員の勤勉手当支給月数を 0. 1 月分引上げることについて、所要の改正を行うものであります。

それでは、議案書 3 ページをご覧ください。併せて、議案説明資料概要 1 ページの下の段もご覧ください。

令和 4 年人事院勧告を踏まえ、勤勉手当の引上げ及び給料表の改正を行うものでございます。

概要につきましては、勤勉手当について、令和 4 年 1 2 月期の支給割合を 1. 0 5 月分とするものであります。また、令和 5 年 6 月期以降の支給割合については、6 月及び 1 2 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれひと月分とするものであります。

給料表については、初任給及び若年層を中心に給料月額の上上げを行うものでございます。

施行期日は公布の日ですが、概要の 2 の 1、（1）のア及び（2）の改正については、令和 4 年 4 月 1 日から適用し、2 の（1）のイの改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上であります。

○副議長（河村仁志） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（河村仁志） 質疑なしと認めます。

暫時休憩します。

休 憩 午前 1 0 時 5 1 分

再 開 午前 1 0 時 5 3 分

○副議長（河村仁志） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 4、議案第 8 6 号 令和 4 年度智頭町一般会計補正予算（第 8 号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（河村仁志） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 9名）

○副議長（河村仁志） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第87号 令和4年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（河村仁志） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 9名）

○副議長（河村仁志） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第88号 令和4年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（河村仁志） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 9名）

○副議長（河村仁志） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第89号 令和4年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（河村仁志） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 9名)

○副議長(河村仁志) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第90号 令和4年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(河村仁志) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 9名)

○副議長(河村仁志) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第91号 令和4年度智頭町病院事業会計補正予算(第2号)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(河村仁志) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 9名)

○副議長(河村仁志) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第92号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(河村仁志) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 9名)

○副議長(河村仁志) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第93号 職員の給与に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(河村仁志) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 9名)

○副議長(河村仁志) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第5回智頭町議会臨時会を閉会します。

散 会 午前10時59分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

令和4年11月29日

智頭町議会副議長 河 村 仁 志

智頭町議会議員 田 中 賢

智頭町議会議員 谷 口 翔 馬